

豊中市やさしい日本語啓発事業業務委託にかかる 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

生活に必要な情報の入手やコミュニケーションを円滑に行うために有効とされている「やさしい日本語」の啓発を、市民や事業者等に行うことで、外国人をはじめ、子どもや高齢者、障害者等、誰もが住みよい多文化共生のまちづくりを推進することを目的に、本事業を、専門ノウハウを保有する事業者には業務を委託することとし、委託事業者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

「やさしい日本語」の啓発を目的とする教材の作成、ワークショップの開催に関する企画実施及び啓発グッズの作成など。なお、業務の詳細は別途の仕様書のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

(3) 予算額

委託料の上限は、1,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさ

れなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4. 日程 ※いずれも、令和 6 年（2024 年）

募集要項等の公表	6 月 3 日（月）
質問事項の締切 （電子メール）（※ 1）	6 月 7 日（金）午後 5 時必着
質問事項への回答 （市ホームページで公表）	6 月 13 日（木）予定
応募書類の提出期限	6 月 21 日（金）午後 5 時必着
第 1 次審査結果の通知予定日（※ 2）	第 1 次審査がない場合：6 月 26 日（水） 第 1 次審査がある場合：6 月 28 日（金）
第 2 次審査（プレゼンテーション）（※ 3）	7 月 5 日（金）【予定】
第 2 次審査結果の通知予定日	7 月上旬【予定】
委託契約の締結予定日	7 月中旬【予定】

- ※ 1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。メールの件名は「豊中市やさしい日本語啓発事業プロポーザル質問」にしてください。
- ※ 2 応募が 4 者以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者（3 者）を選定します。
- ※ 3 第 2 次審査の対象となる提案者には、時間等を別途ご連絡します。
また上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	正本 1 部に提案者の代表者印を押印。副本は複写可	様式 1
2	業務経歴書	これまで他自治体において、同様の業務を請け負った実績について記載すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。	様式 2
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。 ・統括責任者及び担当者は提案者の団体に属すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務地は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。	様式 3
4	統括責任者及び担当 者の業務実績調書	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式 4
5	企画提案書	・企画提案は 1 社 1 案とする。 ・企画提案書の用紙サイズは A4 判 10 ページまで（表紙は含まない）とし、以下の (1) ～ (4) の内容を必ず記載すること。 ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 (1) やさしい日本語啓発教材の作成 ・教材の内容や構成等について具体的に記載すること。 ・教材の作成手法及び作成スケジュール。	任意

		(2) やさしい日本語啓発グッズの作成 ・ポスター、ステッカー及びグッズのデザイン案や構成、仕様を記載すること。なお、グッズについては、選定理由についても記載すること。 ・企画から納品までのスケジュールを記載すること。 (3) 市民及び事業者向けワークショップの企画・運営 ・ワークショップの内容や運営方法等について具体的な企画を提案すること。 ・実施場所及び実施スケジュールについて記載すること。 ・集客方法（広報媒体や周知方法及び周知期間）を具体的に記載すること。 (4) その他の独自提案事項 ・啓発グッズの活用方法など、やさしい日本語の啓発に効果的な企画提案を記載してください。	
6	見積書	・見積書には、総額のほか、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠、項目ごとの内訳を添付すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可	様式5
7	団体の概要書 (企業概要等)	連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。	任意 様式
		公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載してください。	様式6

※ 共同事業体での参加の場合、様式2「業務履歴書」、様式3「業務実施体制調査書」、様式4「統括責任者及び担当者の業務実績調書」、「団体の概要書」において共同事業体での参加、各会社の役割が明確に把握できるようにしてください。

(2) 提出形式

- ・提出部数：正本1部、副本6部
- ・形式：A4 判縦型・左端綴、No.1～7の電子データを収録した記録媒体(CD-ROM等)1枚

(3) 提出期限

令和6年（2024年）6月21日（金）午後5時まで（必着）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足、提出期限内未到達の場合は応募を無効とします。

期限以降における提出書類の差替え、再提出には応じません。

(4) 提出方法

事務局あてに持参（土日祝日及び開庁時間以外を除く）、郵送、宅配便のいずれかとします。郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市市民協働部人権政策課

(6) 提出書類の取扱い

- ・提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。
- ・提出書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ・提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6. 質疑対応

質問がある場合は、メールで事務局あてに提出してください。

- ・提出先アドレス：jkokusai@city.toyonaka.osaka.jp

※電話もしくは開封確認にてメールの到着を確認すること。

※提出件名は「やさしい日本語啓発事業質問」とすること。

- ・提出期限：令和6年（2024年）6月7日（金）午後5時まで（必着）
- ・回答方法：令和6年（2024年）6月13日（木）

※市ホームページに掲載（個別に回答は行いません。）

7. 選定方法

- ・事業者選定の審査は、「豊中市やさしい日本語啓発事業業務委託事業者選定委員会」において審査します。
- ・応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に1次審査（書類審査）を行い、第2次審査の対象提案者を3者に絞ります。
- ・第2次審査は、提案書及び提出書類に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。ただし、分類No.1の独自提案を除く評価項目（4項目）のうち1項目でも得点の50%未満の点数が付いた場合は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。なお、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定します。

(1) 第2次審査（プレゼンテーション）

- ①日 時：令和6年7月5日（金）時間未定

※場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話又はメールにより連絡します。

- ②発表時間等：30分程度（1提案者につき20分以内の発表後、質疑・応答することとします。）

- ③資料：事前に提出していただいている提出書類を用いての発表とします。

- ④機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者でご用意をお願いします。本市は、モニター、電源、HDMIケーブルのみ用意します。

- ⑤発表者：本業務に携わる担当者とします。

- ⑥その他：プレゼンテーションの参加者は補助者を含めて3名までとします。

(2) 評価項目

No.	分類	評価項目	配点
1	提案内容 (85 点)	・ 事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。 ・ 事業スケジュールが適切か。	10 点
		教材の作成は、内容や量において、やさしい日本語を初めて経験するものにとって、わかりやすくかつ適切なものになっているか。	20 点
		啓発グッズの制作において、デザインや仕様が啓発効果を期待できるものであるか。	20 点
		・ ワークショップ実施は、内容及び運営面で、啓発効果が期待できるものになっているか。 ・ 集客方法や実施スケジュールが、確保すべき参加者数を満たす内容になっているか。	25 点
		独自提案が、本事業にとって有効な取組が提案されているか。	10 点
2	業務実施体制・ 業務経歴 (10 点)	業務実施体制	5 点
		類似する業務の実績があるか。	5 点
3	見積り金額	・ 積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点する	5 点

※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴などがある場合は、最大で 10 点減点

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和 6 年 7 月上旬にメールと郵送にて通知します。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を確約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は、令和 6 年 7 月中旬に市ホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。応募者が 2 者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 一団体に複数の提案をした場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (11) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (12) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (13) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約について

- (1) 優先交渉権者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、契約を締結します。また、業務内容及び契約内容等については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次の優先交渉権者と契約を締結することがあります。
- (2) 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行ってください（受注者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 選定委員会の構成員、審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (4) 提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに人権政策課まで辞退届で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (6) 質問事項の締切り以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (7) 契約締結にかかる事務手続きは速やかに行うこと。

11. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階

豊中市市民協働部人権政策課（担当：高田・橘田）

T E L 06-6858-2654 F A X 06-6846-6003

E-mail jkokusai@city.toyonaka.osaka.jp